

○生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助規則

昭和48年10月1日

市規則第85号

改正 昭和49年7月25日市規則第63号

昭和50年12月25日市規則第103号

昭和51年10月8日市規則第93号

昭和52年9月9日市規則第55号

昭和53年7月5日市規則第43号

昭和55年3月10日市規則第5号

昭和55年6月2日市規則第37号

昭和56年5月22日市規則第18号

昭和57年7月28日市規則第47号

昭和58年7月11日市規則第51号

昭和59年7月18日市規則第53号

昭和60年6月1日市規則第27号

平成4年10月28日市規則第62号

平成5年5月19日市規則第52号

平成7年4月28日市規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、くみ取り便所の水洗便所への改造を促進することにより下水道整備の効果を確認し、もつて都市環境及び公衆衛生の向上に寄与するため、生活扶助世帯に対する水洗便所の設置に要する経費の補助について、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、岡山市における下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有している者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている世帯に属するものとする。

(補助額)

第3条 補助額は、1戸ごとに次に掲げる経費の合計額とする。ただし、255,000円を限度とする。

(1) 便所の改造(便所の水洗化に必要なタンク等の給水装置の設置を含む。)に要する経費

(2) 便所の改造に付随する下水道法第10条第1項の排水設備の設置(便所の改造に伴い必要とされる既存排水設備の改造を含み、もつばら便所の汚水以外の下水を排除するために行う排水設備の設置又は改造を除く。)に要する経費

(補助金の請求及び受領)

第4条 補助金の請求及び受領は、補助対象者の委任を受けて、当該便所の改造工事を施工した指定工事店が行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年市規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年市規則第103号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

附 則(昭和51年市規則第93号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年市規則第55号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年市規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年市規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年11月1日から適用する。

附 則(昭和55年市規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年5月1日から適用する。

附 則(昭和56年市規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年5月1日から適用する。

附 則（昭和57年市規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年市規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年市規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年市規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年市規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条ただし書の規定は、平成4年8月1日から適用する。

附 則（平成5年市規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条ただし書の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成7年市規則第50号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条ただし書の規定は、平成7年4月1日から適用する。